

午後4時30分 開議

---

○議長（木下一己君） ただ今から、会議を再開いたします。

先ほど午後4時30分まで休会ということで休会宣言をいたしましたでしたが、付託委員会から申し入れがあり、もう少し時間がかかるということでもあります。

ここで、17時の時間を延長することと、17時30分まで休会といたしたいということをお諮りをいたしたいと思います。

異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） それでは17時30分まで休会といたします。

午後4時31分 散会

---

午後5時29分 開議

---

○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。

議事日程は、御手元に配付のとおりです。

---

○議長（木下一己君） 日程第1 議案第1号「平成28年度下川町一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

春日隆司 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（春日隆司君） 今臨時会において委員会に付託を受けた、議案第1号 平成28年度下川町一般会計補正予算（第3号）について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

提案は第3回目の補正予算で、歳入、歳出ともに2,626万円を追加し、予算総額57億6,440万円とするものです。

今回の補正の要因は、補助採択、緊急を要するものなどです。

審査に当たり、まず、総務課長などから概要説明を受け、その後、所管課長などからも詳細説明を受けました。その内容と質疑そして意見等について報告します。

まず、歳出からです。事項別明細書4ページです。

款5 農林業費、項2 林業費、目5 森林バイオマス発電推進費、節8 報償費、9 旅費、13 委託料で1,050万円が計上されています。

本予算は、市街地における森林バイオマス地域熱電併給システム導入に向けた事業化計画の策定等に係るものです。

委員から「原料の安定確保、町民への説明、地元事業者との連携」などについて指摘がありました。

次に、款6 商工労働費、項1 商工費、目5 集落創生推進費、節11 需用費、16 原材料費で819万円が計上されております。

本予算は、平成28年6月29日発生の下川町特用林産物栽培研究所における出火で延焼した建物、電気設備、機械設備、修繕等に係るものです。

款7 土木費、項3 住宅都市計画費、目1 住宅都市計画総務費、節19 負担金、補助及び交付金で757万円が計上されております。

本予算は、本年第1回定例会において廃止となった「下川町個別排水処理施設設置条例」及び「下川町個別排水処理施設整備事業受益者分担に関する条例」が平成18年度以降、廃止せずに残っていたことから、同定例会の「下川町合併処理浄化槽設置資金の補助に関する条例」制定時において、平成19年度から平成27年度までの対象者7戸に対して支援制度を設けるよう意見を付した事案であります。

支援の内容は、これまでの支援策と同様、浄化槽本体設置経費を対象として、過去の実績額などを基に標準経費を基準額として9割相当額を交付するものです。

歳入については、特に意見がありませんでした。

以上、当委員会として慎重に審査、審議を行った結果、次の意見を付すものであります。

今回の補正要因は、補助採択、緊急を要するものなどの提案説明がありましたが、本臨時会に上程された補正予算については、報告も含め適切な時期とは言い難いと冒頭申し上げます。

次に、森林バイオマスの熱電併給事業導入などによるエネルギー自給の取組については、構想時から5年が経過しようとしており、取り巻く環境、情勢が変化してきていることから、

一つ、本事業の根幹を成す地域の林業・林産業の目指すべき姿、あり方などを明確化すること。

一つ、その中で本事業が地域、町民、事業者にとってどのような有益性があり、その効果がどのように発現されるのかなど、目的を検証すること。

一つ、森林バイオマス熱電併給事業については、事業主体、原料確保など、課題・不透明な部分がある。よって、本調査をもって森林バイオマス熱電併給事業着手を担保するものではない。

以上、当委員会として意見を付して、「原案可決すべきもの」と決したところであります。議員各位の御協賛をお願い申し上げます、審議の経過と結果についての報告といたします。

よろしく願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、総務産業常任委員長から報告がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第1号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は、可決です。  
議案第1号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。  
したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。  
これをもって、平成28年第4回下川町議会臨時会を閉会いたします。

午後5時36分 閉会

---